院内書式1　医療機器/（治験）

**治 験 契 約 書**

委託者と受託者は、被験機器（被験機器名）のさいたま市立病院における治験（以下、「本治験」という。）の実施に際し、

１　委託者は、受託者に対し被験機器の非臨床試験及び先行する臨床試験の結果、並びに本治験の実施に必要な情報を提供するとともに、治験責任医師の同意を得た治験実施計画書その他本治験に関連する書類を作成・提出した。

２　受託者は、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号。以下、「医療機器GCP省令」という。）第46条に基づいて設置された治験審査委員会（以下、「治験審査委員会」という。）で、本治験の倫理的・科学的妥当性及び本治験実施の適否につき審議を受け、同委員会の承認を得たのち、委託者及び治験責任医師にその旨及びこれに基づくさいたま市立病院の院長(以下、「院長」という。)の指示又は決定を文書で通知した。

よって、委託者及び受託者は、本治験の実施に関し、以下の各条のとおり契約を締結する。

（本治験の内容及び委託）

第１条 本治験の内容は次のとおりとし、受託者は委託者の委託により、これを実施する。

治験課題名：

治験実施計画書番号：

治験内容（対象・使用期間等）：

実施医療機関

所在地：埼玉県さいたま市緑区三室2460番地

名　称：さいたま市立病院

院長名：

治験責任医師：

氏名

目標とする被験者数：　　　　　例

治験期間：西暦　　　　年　　月　　日 ～ 西暦　　　　年　　月　　日

契約期間：西暦　　　　年　　月　　日 ～ 西暦　　　　年　　月　　日

（本治験の実施に係る業務の委託）

第２条 受託者は、本治験の実施に係る業務の一部を以下の者に委託する。

住所：

名称：

２　受託者は、本契約締結後速やかに、上記の者と本治験の実施に係る業務の委受託契約を締結するものとする。

（本治験の実施）

第３条　委託者及び受託者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)（以下、「医薬品医療機器等法」という）、医療機器GCP省令及び医療機器GCP省令に関連する通知（以下、これらを総称して「医療機器GCP省令等」という。）を遵守して、本治験を実施するものとする。

２　委託者及び受託者は、本治験の実施に当たり、被験者の人権・福祉を最優先するものとし、被験者の安全、プライバシーに悪影響を及ぼす恐れのあるすべての行為は、これを行わないものとする。

３　受託者は、第1条の治験実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本治験を実施する。

４　受託者は、被験者が本治験に参加する前に、医療機器GCP省令第71条第1項各号に掲げる事項を記載した説明文書及び同意文書を作成し、被験者に交付するとともに、当該説明文書に基づいて本治験の内容等を十分に被験者に説明し、本治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。また、同意取得後に、同意文書の写しを被験者に交付するものとする。なお、被験者の同意取得が困難な場合、本治験への参加若しくは参加の継続について被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験を実施する場合又は被験者が同意文書等を読めない場合にあっては、医療機器GCP省令等に基づき同意を取得するものとする。

５　院長、治験責任医師及び委託者は、医療機器GCP省令等に規定されている通知及び報告を、適切な時期に適切な方法で行わなければならない。

６　受託者は、天災その他やむを得ない事由により本治験の継続が困難な場合には、委託者と協議を行い、本治験の中止又は治験期間の延長をすることができる。

（不具合情報等）

第４条　委託者は、被験機器について医薬品医療機器等法第80条の2第6項に規定する事項を知ったときは、医療機器GCP省令第28条第2項及び第3項に従い治験責任医師及び院長に文書で通知する。

２　治験責任医師は、被験機器及び本治験において被験機器と比較するために用いられる医療機器又は医療用具その他の機器（以下、これらを総称して「治験機器」という。）について、医療機器GCP省令第68条第2項に規定する治験機器の不具合によるものと疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに院長及び委託者に通知する。

３　委託者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、直ちにこれを治験責任医師及び院長に通知し、速やかに治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂その他必要な措置を講ずるものとする。

（治験の継続審査等）

第５条　院長は、次の場合、治験を継続して行うことの適否について、治験審査委員会の意見を聴くものとする。

（1）治験の期間が1年を越える場合

(2）医療機器GCP省令第28条第2項及び第3項、同第68条第2項又は同第74条第3項の規定に基づき通知又は報告を受けた場合

（3）その他、院長が治験審査委員会の意見を求める必要があると認めた場合

２　院長は、前項の治験審査委員会の意見及び当該意見に基づく院長の指示又は決定を、治験責任医師及び委託者に文書で通知する。

（治験の中止等）

第６条　委託者は、次の場合、その理由を添えて、速やかに院長に文書で通知する。

（1）本治験を中断し、又は中止する場合

(2）本治験により収集された治験成績に関する資料を被験機器に係る医療機器製造販売承認申

請書に添付しないことを決定した場合

２　院長は、治験責任医師から次の報告を受けた場合は、速やかにこれを治験審査委員会及び委託者に文書で通知する。

（1）本治験を中断し、又は中止する旨及びその理由

(2）本治験を終了する旨及び治験結果の概要

（治験機器の管理等）

第７条　委託者は、治験機器を、医療機器GCP省令第24条及び第25条の規定に従って製造し、契約締結後速やかに、その取扱方法を説明した文書とともに、これを委託者の責任の下受託者に交付する。

２　受託者は、前項により委託者から受領した治験機器を本治験にのみ使用する。

３　院長は、治験機器管理者を選任し、治験機器管理者に、治験機器の取扱い及び保管・管理･保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した委託者作成の手順書に従った措置を適切に実施させる。

（モニタリング等への協力及び被験者の秘密の保全）

第８条　受託者は、委託者が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局の調査に協力し、その求めに応じ、原資料等の本治験に関連するすべての記録を直接閲覧に供するものとする。

２　委託者は、正当な理由なく、モニタリング又は監査の際に得た被験者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、委託者は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対し、その義務を課すものとする。

（症例報告書の提出）

第９条　受託者は、本治験を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な症例報告書を作成し、委託者に提出する。

２　前項の症例報告書の作成・提出、又は作成・提出された症例報告書の変更・修正にあたっては、受託者は、委託者作成の手順書に従い、これを行うものとする。

（機密保持及び治験結果の公表等）

第10条　受託者は、本治験に関して委託者から開示された資料、その他の情報及び本治験の結果得られた情報については、委託者の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

２　受託者は、本治験により得られた情報を専門の学会等外部に公表する場合には、事前に文書により委託者の承諾を得るものとする。

３　委託者は、本治験により得られた情報を被験機器に係る医療機器製造販売承認申請等の目的で自由に使用することができる。また、委託者は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

（記録等の保存）

第11条 委託者及び受託者は、医療機器GCP省令等で保存すべきと定められている、本治験に関する各種の記録及び生データ類（以下、「記録等」という。）については、医療機器GCP省令等の定めに従い、各々保存の責任者を定め、これを適切な条件の下に保存する。

２　受託者が保存しなければならない記録等の保存期間は、少なくとも被験機器に係る医療機器製造販売承認日（医療機器GCP省令第32条第3項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後3年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とする。ただし、委託者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について委託者と受託者は協議し決定するものとする。

３　委託者が保存しなければならない記録等の保存期間は、医療機器GCP省令等で規定する期間とする。

４　委託者は、被験機器に係る医療機器製造販売承認が得られた場合、開発を中止した場合又は記録等の保存を要しなくなった場合には、これを遅滞なく受託者に通知するものとする。

（本治験に係る費用及びその支払方法）

第12条　本治験の委託に関して受託者が委託者に請求する費用は、別途覚書に定めるものとする。

（被験者の健康被害の補償）

第13条　本治験に起因して、被験者に何らかの健康被害が生じた場合は、受託者は速やかに治療その他必要な措置を講ずるものとし、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は委託者が負担する。

２　本治験に起因して、被験者に健康被害が発生し、被験者又は被験者以外の者との間に紛争が生じ又は生じるおそれが生じたときは、直ちに委託者と受託者は協議し、協力してその解決に当たるものとする。

３　本治験に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、受託者の責に帰すべき場合を除き、賠償金及び解決に要した費用は、全額委託者がこれを負担する。

４　本治験に起因して被験者に健康被害が発生し、補償責任が生じた場合には、その補償責任は委託者が負担する。

５　被験者の健康被害に対する賠償責任・補償責任の履行措置として委託者は保険その他の必要な措置を取るものとする。

６　その他本治験の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、受託者の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は委託者が負担するものとする。

（契約の解除）

第14条　委託者は、受託者が医療機器GCP省令等、治験実施計画書又は本契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、直ちに本契約を解除することができる。ただし、被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書から逸脱した場合はこの限りではない。

２　受託者は、医療機器GCP省令第50条第1項又は第2項の規定により意見を聴いた治験審査委員会が、本治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を通知してきた場合は、直ちに本契約を解除することができる。

３　前二項に基づき本契約が解除された場合は、受託者は、第7条第1項により委託者から受領した治験機器を同条第3項の手順書に従い、直ちに委託者に返還するとともに、第9条に従い、当該解除時点までに実施された本治験に関する症例報告書を速やかに作成し、委託者に提出する。

４　第1項又は第2項に基づき本契約が解除された場合であっても、第4条第2項、第8条、第10条、第11条第1項及び第2項、並びに前条第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定はなお有効に存続する。

５　第1項に基づき本契約が解除された場合、委託者は、速やかに、規制当局にその旨を報告するものとする。

（本契約の変更）

第15条　本契約の内容について変更の必要が生じた場合、委託者と受託者は協議の上文書により本契約を変更するものとする。

（その他）

第16条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その度委託者と受託者は誠意を持って協議し、決定する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、委託者と受託者は記名押印の上各1通を保有する。

西暦　　　年　　月　　日

委託者 （住　所）

　（名　称）

（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　印

受託者　埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号

　　さいたま市

　　　　　　　　　　　　 さいたま市長 　　　　　 　　印

上記の契約内容を確認するとともに、治験実施に当たっては各条を遵守いたします。

西暦　　　年　　月　　日

院　　長：　　　　　　　　　　　　　　印

西暦　　　年　　月　　日

治験責任医師：　　　　　　　　　　　　印